

令和 8 年10月 1 日

吸収分割に関する事後開示書面

富山県砺波市下中 3 番地 3
S E I M Aホールディングス株式会社
(旧商号：日本製麻株式会社)
代表取締役 植杉泰久

富山県砺波市下中 3 番地 3
日本製麻株式会社
(旧商号：日本製麻分割準備株式会社)
代表取締役 植杉泰久

S E I M Aホールディングス株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及び日本製麻株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、令和 8 年 5 月 21 日付けで吸収分割契約を締結し、令和 8 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の営む食品事業、産業資材事業およびマット事業に関する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に際し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づき、事後開示事項を以下のとおり開示します。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
令和 8 年 10 月 1 日
2. 分割会社における手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条 2 号イ）

本件吸収分割について、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき分割会社に対して本件吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。
 - (2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条 2 号ロ）

ア 会社法第785条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

イ 会社法787条の規定による手続について該当事項はありません。

ウ 分割会社は、会社法第789条の規定に基づき、令和8年8月3日付けの官報で公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。同条第1項に従い分割会社に対して異議を述べた債権者は1名（債権額1,616,304円）おりましたが、本件吸収分割は、当該債権者を害するおそれはないものと判断しております。

3. 承継会社における手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第3号イ）

会社法第796条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条3号ロ）

ア 会社法第797条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

イ 承継会社は、会社法第799条第2項の規定に従い2026年8月3日付けで官報公告を行い、かつ、同条第3項の規定に従い同日付で電子公告の方法により公告を行いました。同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である2026年10月1日付けをもって、分割会社が営む食品事業、産業資材事業およびマット事業に関する一切の権利義務を承継いたしました。

5. 本件吸収分割に関する変更の登記がなされた日（会社法施行規則第189条第5号）

令和8年10月1日

6. その他の本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
該当事項はありません。

以 上